

計画作成年度	令和元年度
計 画 主 体	みなべ町

みなべ町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名 みなべ町産業課
所 在 地 和歌山県日高郡みなべ町芝 742 番地
電 話 番 号 0739-72-1337
F A X 番 号 0739-72-3893
メールアドレス sangyo@town.minabe.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル、アライグマ
計画期間	令和2年度～令和4年度
対象地域	みなべ町全域

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（平成30年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
イノシシ	果樹、水稲	1,247 千円 9.78ha
ニホンジカ	果樹、水稲	1,220 千円 13.33ha
ニホンザル	果樹、豆類、水稲	485 千円 1.77ha
アライグマ	果樹、豆類	330 千円 0.03ha

(2) 被害の傾向

近年、みなべ町における鳥獣被害は、イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル、アライグマを中心として、農作物に被害を与え、平成30年度の被害額は、3,282千円となっている。中でも、ニホンジカについては、主要作物である梅の樹体への食害が多く深刻な問題となっている。

イノシシについては、町内全域で生息が確認され、依然として被害が多い状況である。

また、ニホンザルとアライグマについても、果樹や豆類を中心に被害が発生している。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（平成30年度）	目標値（令和4年度）
イノシシ	1,247 千円 9.78ha	1,122 千円 8.80ha
ニホンジカ	1,220 千円 13.33ha	1,098 千円 11.99ha
ニホンザル	485 千円 1.77ha	436 千円 1.59ha
アライグマ	330 千円 0.03ha	297 千円 0.02ha

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>みなべ町猟友会への有害捕獲の協力により、狩猟と有害での捕獲を推進してきた。</p> <p>有害捕獲については、国県補助と併せ、捕獲経費への助成を実施している。</p> <p>また、県事業を活用し、狩猟免許の取得に対する補助を実施している。</p>	<p>野生獣の生息数が増加していると思われるため、猟友会の方々への負担が増している。</p> <p>捕獲鳥獣の処分方法が確立されておらず、今後、地域資源としての活用や、焼却施設等の検討が必要である。</p>
防護柵の設置等に関する取組	<p>県や町による補助金等を活用して防護柵の設置を推進し、平成30年度で延長16,620m、受益面積29.4haの整備を行った。</p> <p>また、煙火によるサルの追い払い活動に対する支援を実施している。</p>	<p>防護柵については、耐用年数の超過による老朽化が進んでおり、全体的な更新が必要な施設が増加してきている。</p> <p>また、未整備園地の中には、傾斜が強い園地も多くあり、整備が困難となっている。</p>

(5) 今後の取組方針

<p>みなべ町における被害軽減のためには、防護柵等による農作物の防護、農地に繰り返し出没する個体の捕獲、刈り払いや餌場の除去等の集落環境を整備する取り組みを総合的に実施する必要がある。</p> <p>防護柵については、県単事業を活用し、被害が多発する園地への整備を進める。また、広範囲を効率的にカバーできる国庫事業についても設置を検討する。</p> <p>捕獲については、猟友会による捕獲を強化するため、被害を受けている農家自身が捕獲に参加できるように支援を行う。狩猟免許の取得補助や狩猟者登録に係る補助により、生産農家でも取り組みやすい「わな」等を活用した捕獲を推進する。</p>

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

○猟友会へ捕獲を依頼しており、今後も既存の体制により捕獲を継続していく。

みなべ町猟友会の捕獲従事者数（平成 30 年度）

- ・南部分会 （9名）
 - ・岩代分会 （18名）
 - ・上南部分会 （34名）
 - ・高城分会 （27名）
 - ・清川分会 （17名）
- 合計 105名

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和2年度	イソツ ニホンヅカ ニホンガル アライグマ	<ul style="list-style-type: none"> ・猟友会との連携を強化。 ・鳥獣被害の軽減を図るため、国庫事業や県単事業を活用し効果的に捕獲を行い被害減少を目指す。 ・狩猟免許取得、狩猟者登録支援補助により、捕獲従事者を確保する。
令和3年度	イソツ ニホンヅカ ニホンガル アライグマ	<ul style="list-style-type: none"> ・猟友会との連携を強化。 ・鳥獣被害の軽減を図るため、国庫事業や県単事業を活用し効果的に捕獲を行い被害減少を目指す。 ・狩猟免許取得、狩猟者登録支援補助により、捕獲従事者を確保する。
令和4年度	イソツ ニホンヅカ ニホンガル アライグマ	<ul style="list-style-type: none"> ・猟友会との連携を強化。 ・鳥獣被害の軽減を図るため、国庫事業や県単事業を活用し効果的に捕獲を行い被害減少を目指す。 ・狩猟免許取得、狩猟者登録支援補助により、捕獲従事者を確保する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方	
和歌山県第12次鳥獣保護管理事業計画や第二種特定鳥獣管理計画を踏まえ、適正な捕獲を実施していく。	
・イノシシ	近年、捕獲数は増加傾向であるが、農地への侵入被害が続いており、農地周辺に出没する個体を中心に捕獲を行い、着実な被害減少を目指す。
・ニホンジカ	近年、果樹園への出没が頻繁となり、食害が深刻となっている。捕獲頭数も増加傾向であり、個体数の増加が推察されるため、捕獲を強化し、着実な個体数減少を目指す。
・ニホンザル	近年は人里への出没もみられるようになり、餌場としての定着を防ぐため、追い払い等で人里から遠ざける対策を行い、捕獲により個体数減少を目指す。
・アライグマ	アライグマの出没は市街地でも見られるようになってきている。みなべ町では、外来生物法に基づく、特定計画を策定しており、これに基づき、住民と協力しながら、捕獲檻を利用した着実な捕獲を継続したい。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度
イノシシ	捕獲数 1,200 頭	捕獲数 1,200 頭	捕獲数 1,200 頭
ニホンジカ	捕獲数 800 頭	捕獲数 800 頭	捕獲数 800 頭
ニホンザル	捕獲数 100 頭	捕獲数 100 頭	捕獲数 100 頭
アライグマ	捕獲数 120 頭	捕獲数 120 頭	捕獲数 120 頭

捕獲等の取組内容
野生鳥獣の捕獲については、猟友会の協力の下、有害捕獲による個体数調整に取り組む。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
なし	なし（既に権限移譲済）

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項
 (1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度
イノシシ ニホンジカ ニホンザル アライグマ	ワイヤーメッシュ 防獣ネット 電気柵 延長 15,000m 受益面積 30ha	ワイヤーメッシュ 防獣ネット 電気柵 延長 15,000m 受益面積 30ha	ワイヤーメッシュ 防獣ネット 電気柵 延長 15,000m 受益面積 30ha

(2) その他被害防止に関する取組

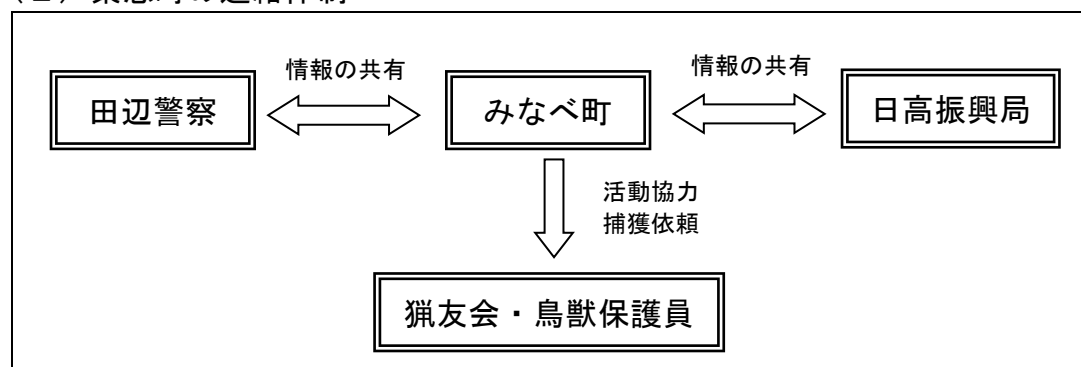
年度	対象鳥獣	取組内容
令和2年度	ニホンザル	山間部において、住民による煙火での追い払いを実施する。
令和3年度	ニホンザル	山間部において、住民による煙火での追い払いを実施する。
令和4年度	ニホンザル	山間部において、住民による煙火での追い払いを実施する。

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
みなべ町	情報収集、連絡調整
日高振興局	情報収集、連絡調整
猟友会	捕獲活動
鳥獣保護管理員	活動協力
田辺警察	情報収集、緊急時における活動協力

(2) 緊急時の連絡体制



6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した鳥獣については、捕獲現場での処理や埋設を行う。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

捕獲対象であるイノシシやニホンジカは例年捕獲頭数が多く、食品としての利用価値はあるが、食品利用するための加工施設が整備できていないため、今後検討していく必要がある。

8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	みなべ町鳥獣被害対策協議会
構成機関の名称	役割
みなべ町	施策の立案、対策の実施指導、被害実態調査
日高振興局	対策の実施指導、被害実態調査
紀州農業協同組合	対策の実施指導
猟友会各分会	捕獲の実施（銃猟、わな猟）
鳥獣保護管理員	情報収集、対策の実施指導
地域鳥獣害防止対策実施組織	防護柵の管理、設置効果調査

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
和歌山県農業共済組合	農業共済制度による被害情報の提供

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

既存の体制（猟友会への依頼）により、捕獲を継続していくが、鳥獣被害対策実施隊については今後検討していく。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

みなべ町鳥獣被害対策協議会が中心となり、対策を推進していくが、各種団体や中山間集落協定組合、各地区等においても積極的な参加を促し、集団での取組を進めていく。

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

着実な被害軽減のためには、防護・捕獲・地域の環境整備の3本柱を基本とした対策が重要であり、獣害を一人一人の問題として捉え、地域をあげて取り組めるよう推進していくことが重要であると認識している。